

上田市地域防災計画 火山災害対策編

新旧対照表

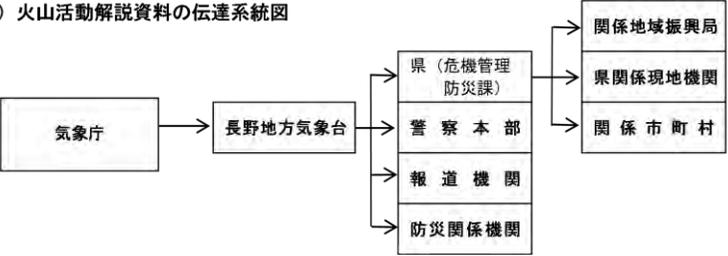
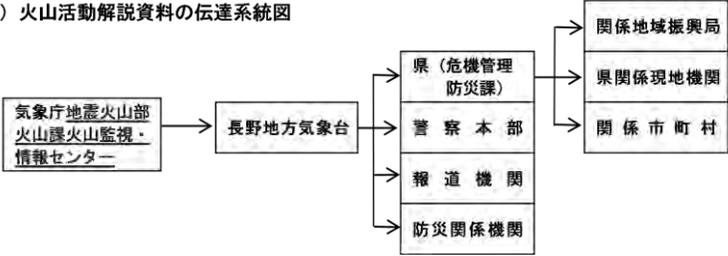
令和5年3月

| 頁 | 新 | 旧 | 修正理由・備考 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---|-------|----------------|-----|-----|---------|---|-----|-----|--|-------|----------------|-----|-----|---------|---|-----|-----|---|
| 8 | <p style="text-align: center;">第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱 6 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="168 288 1043 464"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>電気通信事業者</td> <td>(東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)、楽天モバイル(株)) (1) 公衆電気通信設備の保全に関すること (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 機関の名称 | 処理すべき事務又は業務の大綱 | (略) | (略) | 電気通信事業者 | (東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)、楽天モバイル(株)) (1) 公衆電気通信設備の保全に関すること (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること | (略) | (略) | <p style="text-align: center;">第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱 6 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1075 288 1946 464"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>電気通信事業者</td> <td>(東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)) (1) 公衆電気通信設備の保全に関すること (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 機関の名称 | 処理すべき事務又は業務の大綱 | (略) | (略) | 電気通信事業者 | (東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)) (1) 公衆電気通信設備の保全に関すること (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること | (略) | (略) | <p>修正理由・備考 長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の追加)</p> |
| 機関の名称 | 処理すべき事務又は業務の大綱 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電気通信事業者 | (東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)、楽天モバイル(株)) (1) 公衆電気通信設備の保全に関すること (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機関の名称 | 処理すべき事務又は業務の大綱 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電気通信事業者 | (東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)) (1) 公衆電気通信設備の保全に関すること (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 頁 | 新 | 旧 | 修正理由・備考 |
|----|--|--|--|
| 16 | <p>第1節 火山災害に強いまちづくり</p> <p>第4 計画の内容</p> <p>2 火山災害に強いまちづくり</p> <p>(1) 火山災害に強いまちの形成</p> <p>(略)</p> <p>サ <u>道路防災対策等</u>を通じて、<u>強靱で信頼性の高い道路網の整備</u>を図るものとする。</p> <p>(略)</p> | <p>第1節 火山災害に強いまちづくり</p> <p>第4 計画の内容</p> <p>2 火山災害に強いまちづくり</p> <p>(1) 火山災害に強いまちの形成</p> <p>(略)</p> <p>サ <u>道路情報ネットワークシステム等</u>を通じて<u>安全性、信頼性の高い道路網の整備</u>を図るものとする。</p> <p>(略)</p> | <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p> |
| 17 | <p>(5) 災害応急対策等への備え</p> <p>カ <u>他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。</u></p> <p>また、<u>災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p> <p>キ <u>随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</u></p> <p>ク <u>災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</u></p> <p>ケ 火山災害警戒地域の指定</p> <p>(略)</p> | <p>(5) 災害応急対策等への備え</p> <p>(新設)</p> <p>カ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</p> <p>キ 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p> <p>ク 火山災害警戒地域の指定</p> <p>(略)</p> | |
| 21 | <p>第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(5) <u>衛星携帯電話、防災行政無線(移動無線)、公共安全LTE(PS-LTE)等の移動系の応急対策機器の整備</u>を図るものとする。</p> | <p>第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(5) 衛星携帯電話、防災行政無線(移動無線)等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。</p> | <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p> |

| 頁 | 新 | 旧 | 修正理由・備考 |
|-----|---|---|---|
| 3 2 | <p>第11節 避難収容活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 県及び市は、<u>予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の災害時の対応に関する問い合わせ窓口等の情報を提供するものとする。</u></p> <p>(3) <u>自宅療養者等の避難の確保を図るため、市は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先として、避難所の専用スペース等（自宅療養者等のための避難所で、一般の避難所とは別の建物をいう。又は同一建物の場合では、他の避難者と分けられた部屋、動線、専用トイレ等をいう。以下同じ。）の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難計画の作成</p> <p>(略)</p> | <p>第11節 避難収容活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) <u>地域振興局及び市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) <u>自宅療養者等の避難の確保を図るため、市は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難計画の作成</p> <p>(略)</p> | <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の追加・修正)</p> |
| 3 3 | <p>また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場所等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>(略)</p> | <p>また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場所等やむを得ないときは、「<u>屋内安全確保</u>」の<u>安全措置をとるべきこと</u>にも留意するものとする。</p> <p>(略)</p> | |
| 3 5 | <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) <u>指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、<u>医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u></u></p> <p>(略)</p> | <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) <u>指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> | |
| 3 6 | <p>(11) <u>指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> | <p>(11) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</p> <p>(略)</p> | |
| 3 7 | <p>(17) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和4年3月改定)、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各指定避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(22) <u>市及び指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。</u></p> | <p>(17) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和2年7月改定)、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各指定避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(22) <u>市及び指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</u></p> | |

| 頁 | 新 | 旧 | 修正理由・備考 |
|----|---|--|---|
| 62 | <p style="text-align: center;">第33節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 学校における防災教育の推進</p> <p><u>(2) 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</u></p> <p><u>(3) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。</u></p> <p>ア 防災知識一般</p> <p>イ 避難の際の留意事項</p> <p>ウ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法</p> <p>エ 具体的な危険箇所</p> <p>オ 要配慮者に対する配慮</p> <p><u>(4) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。</u></p> <p>(略)</p> | <p style="text-align: center;">第33節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 学校における防災教育の推進</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。</u></p> <p>ア 防災知識一般</p> <p>イ 避難の際の留意事項</p> <p>ウ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法</p> <p>エ 具体的な危険箇所</p> <p>オ 要配慮者に対する配慮</p> <p><u>(3) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。</u></p> <p>(略)</p> | <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の追加・修正)</p> |
| 63 | <p>5 大災害の教訓や災害文化の伝承</p> <p>過去に起こった大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。</p> <p><u>また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u></p> <p>さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。</p> | <p>5 大災害の教訓や災害文化の伝承</p> <p>過去に起こった大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。</p> <p>また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。</p> | |

| 頁 | 新 | 旧 | 修正理由・備考 |
|----|---|--|---|
| 74 | <p>第1節 災害直前活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>3 警戒区域の設定、避難情報の発令・伝達等</p> <p>(4) 火山活動解説資料の伝達系統図</p>  | <p>第1節 災害直前活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>3 警戒区域の設定、避難情報の発令・伝達等</p> <p>(4) 火山活動解説資料の伝達系統図</p>  | <p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (担当部署の修正)</p> |
| 95 | <p>第1.2節 避難収容及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>5 避難所の運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>キ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、<u>受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>また、<u>自宅療養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペース等での受け入れを適切に行うものとする。</u></p> | <p>第1.2節 避難収容及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>5 避難所の運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>キ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> | <p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (避難所における新型コロナウイルス感染症対策について追記)</p> |